

平成27年度

「中央区文化推進事業助成」

(文化創造・発信事業助成金)

(文化団体活動助成金)

募 集 要 項

中央区文化・国際交流振興協会

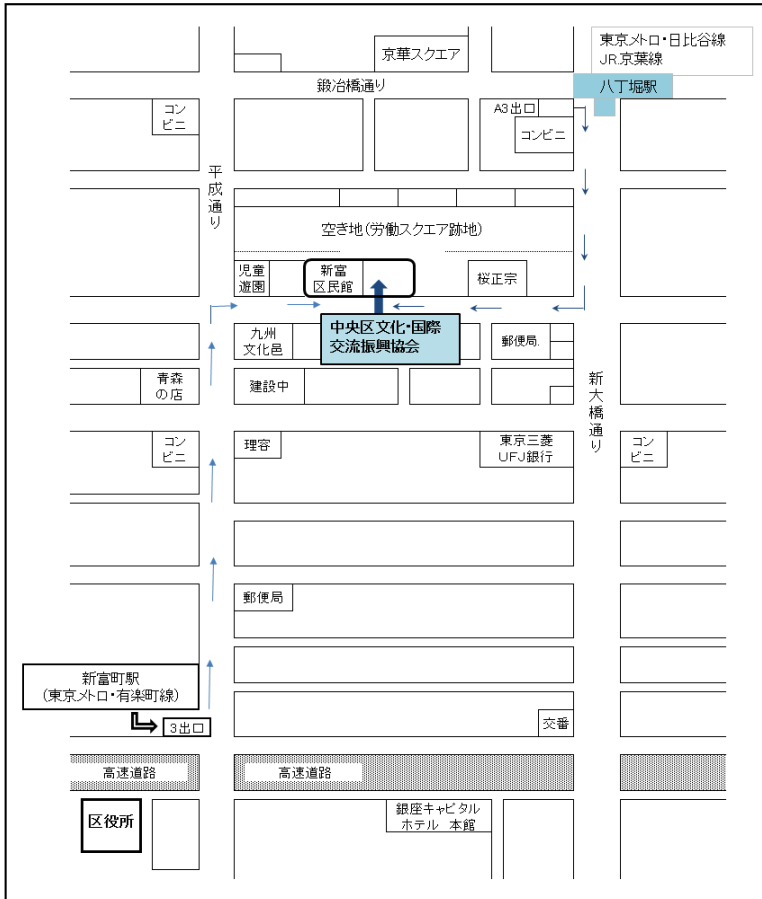
文化創造・発信事業助成金 P 1 ~ P 3

文化団体活動助成金 P 4 ~ P 6

共通事項 P 7 ~ P 9

『募集から助成金交付まで』の流れ . . . P 1 0

中央区文化・国際交流振興協会 案内図



- 東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」
A 3 番出口 徒歩 3 分
- 東京メトロ有楽町線「新富町駅」
3 番出口 徒歩 8 分
- 都バス
「桜橋」 徒歩 3 分
- 江戸バス
「新富区民館」 徒歩 3 分
「八丁堀駅」 徒歩 3 分

【文化創造・発信事業助成金】

この制度は、中央区（以下「区」という。）の文化の創造や発信につながる“中央区らしさ”を有する文化事業を公募し、資金面からの支援を行うとともに、その実現に向けて適切な助言等も行っていくものです。この制度を利用していただくことにより、江戸の昔から引き継がれてきた誇り高い文化を継承するとともに、常に時代の最先端をいく本区にふさわしい新たな文化を創造し、やすらぎと風格のあるまちの実現をめざしていきます。

日々活発な文化活動に取り組んでおられる皆さまからの新たな工夫を盛り込んだ魅力的で斬新な企画をお待ちしています。

1-1 対象者

次のいずれかに該当する文化事業の実施を予定する個人又は団体

- (1) 区内に住所を有する個人
- (2) 区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は区内の学校に在学している個人
- (3) 事務所、その他の主たる活動拠点が区内にある団体
- (4) 区内で文化事業を行った実績がある個人又は団体

【注意事項】

ア 申請は、1人（1団体）1件に限ります。

また、文化団体活動助成金に係る助成制度と重複して申請することはできません。

イ 暴力団その他の反社会的団体又はその団体の構成員の統制下にある個人や団体（構成員の一部が当該個人に該当する場合を含む。）は、対象者となりません。

ウ 国、地方公共団体、独立行政法人又はこれらの外郭団体は、対象者となりません。

1-2 対象となる事業

次のいずれかに該当する文化事業であって、平成28年4月から平成29年3月までの間に区内で実施されるものであること。

（文化のジャンルは問いません。伝統文化はもちろん既成のジャンルの枠を越えた新しい活動や複数のジャンルに渡るものも対象とします。）

- (1) 広く区民等に公開される、原則として他で発表されていない新たな取組であるもの
- (2) 区の魅力を発信する文化事業であって、区内で公開されるもの
- (3) 文化事業に携わるボランティア又は文化事業の実施を主な目的とする個人若しくは団体を区内で育成するもの

【対象とならない事業】

- ・政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的とするもの

- ・ 営利を目的とする宣伝活動と認められるもの

1-3 助成内容

対象となった文化事業の実施に係る事業費や出演料などの直接対象関係経費から入場料、協賛金などの事業収入を差し引いた金額に10分の9を乗じて得た金額（1,000円未満の端数は切り捨て）に対して、200万円を上限に助成します。

※ 他団体からの助成金等についても収入に含まれます。ただし、採否には、影響ありません。

※ 同一事業につき助成金の交付は、連続しているかどうかを問わず、3回を限度とします。

	助成決定 (○)				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
△△事業	○	○	○	×	
××事業	○	○	—	○	×

以後、助成対象事業となりません。

助成金の交付の仕方

事業の実施後に助成金を交付します。

ただし、必要に応じ事前交付を受けることができます。

(事前交付)

事業の円滑な遂行のために必要があると認める場合には、交付決定した助成額の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨て）を事前交付額として事業実施前に交付します。

(事業終了後)

事業収支に基づき、助成額を確定し、事前交付額との差額分を交付します。

※ 実績報告により確定された助成額が、事前交付額に満たなかった場合は、その差額分を当協会に返還していただきます。

助成対象経費

事業を実施するために要する経費のうち、次のような項目の経費が助成対象となります。助成対象経費の例示は別表（P9）をご参照ください。

- ・ 作品費
- ・ 謝金
- ・ 宣伝費
- ・ 準備・練習費
- ・ 出演料
- ・ 旅費
- ・ 印刷費
- ・ 企画制作費
- ・ 会場設営費
- ・ 通信費
- ・ 記録費
- など

【特記事項】

- ・ 助成対象となった文化事業は、中間報告会等において学識経験者や文化活動関係者等で構成する中央区文化推進事業助成審査会（以下「審査会」という。）より助言等必要なサポートを受けることができます。

- ・事業内容によっては、例年11月第1日曜日等に開催される「中央区まるごとミュージアム」(※1)の中のイベントのひとつとして実施することができます。

※1：中央区というまち全体が、名所・旧跡、画廊・美術館、水辺など数々の魅力にあふれるミュージアムであることから、区内を回遊できる無料のバスや船を用意し、民間の文化事業を含む区内のさまざまな文化的な魅力を区民等に体験してもらうためのイベントを実施しています。

1-4 申請書類

次の書類を各1部(ただし、オの書類等は7部)ご提出ください。

ア 申請書(指定様式)

イ 概要書(指定様式)

ウ 計画書(指定様式)[記入しきれない場合は、別紙で作成してください。]

エ 収支予算書(指定様式)

[金額・内訳が確認できる積算見積書などの資料を添付してください。]

※ 助成金申請額の合計は、1,000円未満切捨てで記入してください。

オ 文化事業の活動実績を明らかにする書類等

- ・アーティストのプロフィール、これまでの活動実績など、アピールに必要と思われる資料等

- ・事業や企画内容を紹介した写真などの資料(ビデオ、CD等の媒体は不可)

※ できるだけ厳選の上、限定してください。

カ 定款、規約、役員名簿等、団体の主たる活動拠点が区内にあることを明らかにする書類(団体の場合)

キ 区内に住所を有し、区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は区内の学校に在学していることを明らかにする書類(個人の場合)

※ その他審査の参考となる資料がある場合には、事前にお問い合わせください。
なお、原則提出された書類等は、返却しません。

※ 提出された個人情報、本制度の審査や実施にあたり使用するものです。
その他の目的での使用や、第三者へ提供、開示することはありません。

◎申請書類(指定様式)は中央区文化・国際交流振興協会のホームページからダウンロードできます。URL <http://www.chuo-ci.jp/>

【文化団体活動助成金】

この制度は、文化団体自らが主催するとともに、当該団体の構成員が出演・出品する成果発表会等を通じて広く活動内容を公開する等、地域住民等に対して文化の振興・発信等を定期的に行っている文化団体の活動に対して助成を行うものです。

活動歴が3年以上の実績があり、日々活発な文化活動に取り組んでおられる文化団体の皆さまからの申請をお待ちしています。

2-1 対象者

次のいずれの要件にも該当する団体

- (1) 構成員を一般公募していること。
- (2) 構成員の2分の1以上の者が区内に住所を有していること、又は構成員の3分の2以上の者が区内に住所を有し、区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は区内の学校に在学していること。
- (3) 主たる活動拠点が区内であること。
- (4) 活動歴が3年以上の実績を持ち、今後も恒常的に活動する意志と体制を有すること。
- (5) 自らが主催し、当該団体の構成員が出演し、又は出品する成果発表会等を通じて広く活動内容を公開する等、地域住民等に対して文化の振興・発信等を定期的に行っていること。

【注意事項】

ア 文化創造・発信事業助成金に係る助成制度と重複して申請することはできません。

イ 暴力団その他の反社会的団体又はその団体の構成員の統制下にある個人や団体(構成員の一部が当該個人に該当する場合を含む。)は、対象者となりません。

ウ 国、地方公共団体、独立行政法人又はこれらの外郭団体は、対象者となりません。

2-2 対象となる事業

平成28年4月から平成29年3月までの1年間を通じて行われる文化事業であり、かつ、区内で公開されるものであって、次のいずれかに該当するもの

(文化のジャンルは問いません。伝統文化はもちろん既成のジャンルの枠を越えた新しい活動や複数のジャンルに渡るものも対象とします。)

- (1) 文化芸術・伝統芸能等に関するもの
- (2) 地域文化の振興に関するもの
- (3) 伝統文化の継承・保存を目的としたもの

【対象とならない事業】

- ・政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的とするもの

- ・ 営利を目的とする宣伝活動と認められるもの

2-3 助成内容

対象となった成果発表会等の開催に係る経費やその他の文化事業の運営に必要な経費の合計金額から入場料、協賛金などの事業収入を差し引いた金額に2分の1を乗じて得た金額（1,000円未満の端数は切り捨て）に対して、40万円を上限に助成します。

※ 他団体からの助成金等についても収入に含まれます。ただし、採否には、影響ありません。

助成金の交付の仕方

事業の実施後に助成金を交付します。

ただし、必要に応じ事前交付を受けることができます。

（事前交付）

事業の円滑な遂行のために必要があると認める場合には、交付決定した助成額を事前交付額として事業実施前に交付します。

（事業終了後）

実績報告により確定された助成額が、事前交付額に満たなかった場合は、その差額分を当協会に返還していただきます。

助成対象経費

成果発表会等の開催に係る経費や事業の運営に必要な経費として、次のような項目の経費が助成対象となります。助成対象経費の例示は別表（P9）をご参照ください。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| ・ 作品費 | ・ 出演料 | ・ 会場設営費 |
| ・ 謝金 | ・ 旅費 | ・ 通信費 |
| ・ 宣伝費 | ・ 印刷費 | ・ 記録費 |
| ・ 準備・練習費 | ・ 企画制作費 | など |

【特記事項】

成果発表会等の事業内容によっては、例年11月第1日曜日等が開催される「中央区まるごとミュージアム」（※1）の中のイベントのひとつとして実施することができます。

※1：中央区というまち全体が、名所・旧跡、画廊・美術館、水辺など数々の魅力にあふれるミュージアムであることから、区内を回遊できる無料のバスや船を用意し、民間の文化事業を含む区内のさまざまな文化的な魅力を区民等に体験してもらうためのイベントを実施しています。

2-4 申請書類

次の書類を各1部（ただし、ク及びケの資料は7部）ご提出ください。

- ア 申請書（指定様式）
- イ 概要書（指定様式）

ウ 計画書（指定様式）〔記入しきれない場合は、別紙で作成してください。〕

エ 収支予算書（指定様式）

〔金額・内訳が確認できる積算見積書などの資料を添付してください。〕

※ 助成金申請額の合計は、1,000円未満切捨てで記入してください。

オ 団体の構成員を一般公募していることを明らかにする資料

カ 団体の構成員の2分の1以上の者が区内に住所を有していること、又は構成員の3分の2以上の者が区内に住所を有し、区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は区内の学校に在学していることを明らかにする書類（会員名簿など）

キ 定款、規約、役員名簿等、団体の主たる活動拠点が区内であることを明らかにする書類

ク 団体の活動歴について、3年以上の実績があることを明らかにする資料

ケ 自らが主催し、当該団体の構成員が出演し、又は出品する成果発表会等を通じて広く活動内容を公開する等、地域住民等に対して文化の振興・発信等を定期的に行っていることを明らかにする資料（開催時のパンフレットなど）

・これまでの活動実績など、アピールに必要と思われる資料等

・事業や企画内容を紹介した写真などの資料（ビデオ、CD等の媒体は不可）

※ その他審査の参考となる資料がある場合には、事前にお問い合わせください。

なお、原則提出された書類等は、返却しません。

※ 提出された個人情報、本制度の審査や実施にあたり使用するものです。

その他の目的での使用や第三者へ提供、開示することはありません。

◎申請書類（指定様式）は中央区文化・国際交流振興協会のホームページからダウンロードできます。URL <http://www.chuo-ci.jp/>

【共通事項】

3-1 申請方法

(1) 受付期間・時間

平成27年11月24日(火)～平成28年1月12日(火)

[日・土曜日及び祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。]

午前9時～午後5時 [正午～午後1時を除く。]

(2) 提出方法

事前に電話で提出いただく日時を確認のうえ、申請書類一式を直接お持ちください。(事前に企画内容等の概要をお聞きする場合があります。)

※郵送、メール、ファックスでの申請は、受付いたしませんのでご注意ください。

締切間際は大変混み合いますので、早めの申請をお願いします。

(3) 提出及び問い合わせ先

中央区文化・国際交流振興協会

〒104-0041 中央区新富1-13-24 新富分庁舎3階(案内図：表紙の裏面)

電話 03(3297)0251

3-2 選考及び決定

助成対象となる事業及び団体活動は、審査会において選考し、当協会理事長が決定します。(助成金額は選考の結果、申請額どおりに決定されない場合があります。)

選考スケジュール

一次審査会(2月中旬予定) 書類審査

二次審査会(3月中旬予定) 一次審査通過者による公開プレゼンテーション及び審査

助成対象事業の決定(3月下旬予定) 申請者に選考結果を文書で通知

選考のポイント

次の審査の項目及び審査の視点で選考を行います。

審査の項目	審査の視点
事業の内容	先駆性 独創性 発展性 有効性 地域性 区民への貢献度 等
事業の実施体制	経費の妥当性 実現性 手段の具体性 等
団体・個人の資質	活動状況 将来性 実績 等

3-3 決定内容の変更

交付決定を受けた事業について、内容に変更が生じた場合には当協会へ協議が必要と

なります。

3-4 実績報告書の提出

事業終了後、30日以内の実績報告書（指定様式）等を当協会へ提出していただきます。

なお、平成29年3月末まで実施予定の事業については、同月末までに実績報告書等を当協会へ提出してください。

収支の報告(決算報告)には、領収書の写し（申請者をあて名とし、購入したもの等がすべてわかるようにすること。）を添付してください。

また、事業の内容や効果がわかる資料（写真、ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート結果等）を添付してください。

3-5 事業の評価等

次の報告会で審査会が評価を行うとともに、当協会においても評価を行います。

(1) 中間報告会（文化創造・発信事業助成金のみ実施）

事業の準備段階や実施途中の段階で審査会に中間報告をしていただきます。

(2) 最終評価報告会

事業終了後、審査会に対して実施報告をしていただきます。

なお、文化団体活動助成金に係るものについては、申請者から提出された実績報告書等に基づき、当協会から審査会に対して実施報告を行います。

3-6 助成決定の取消し等について

次のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

また、必要に応じて、助成金の使途に関する調査を実施し、又は資料の提出を求められることがあります。

- 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- 助成金を助成決定事業以外の用途に使用したとき。
- 助成決定の内容又は助成の条件に違反したとき。
- 助成決定事業の内容の変更について当協会理事長の承認を得られないとき。
- 助成決定事業を中止し、又は廃止するとき。
- その他助成を不相当と当協会理事長が認めるとき。

3-7 助成金交付の条件

対象事業のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、カタログなどの記録物に『中央区文化推進事業助成対象事業』と記載してください。

【別表】

助成対象経費 例示一覧

	項目	内 訳	
助 成 対 象 経 費	作品費	作品制作費、作品借料	など
	出演料	演奏料、俳優等出演料、作曲・編曲料、作詞料、演出料、監修料、 舞台監督料、台本料、著作権使用料	など
	会場設営費	会場使用料(付帯設備等含む)、出展料、大小道具費、舞台美術費、照明費、 音響費、舞台スタッフ費、会場設営・撤去費、 道具・楽器・作品運搬費	など
	謝 金	原稿執筆謝金、講演謝金、会場整理・監視員謝金	など
	旅 費	出演者等交通費、宿泊費	など
	通信費	案内状送付料	など
	宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌など)、立看板制作費	など
	印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、 台本印刷費、チラシ・ポスター印刷費	など
	記録費	録画費、録音費、写真費	など
	準備・練習費	会議室・稽古場借料、指導者謝礼	など
	企画制作費	プロデュース料(※)	など
	その他	ボランティア保険、催事保険料、 その他事業の運営に係る経費(ホームページ作成運営費、出演者弁当代・ お茶代、消耗品費等) など	

助 成 対 象 外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・グリーン料金等) ○パーティー・打上げなどに係る経費、接待費、交際費(土産、祝儀、花代等) ○飲食費(事業当日の出演者等の弁当代は除く) ○事務機器や楽器など備品購入費(事業終了後、申請者の所有物となるもの) ○事業者が管理する会場や会議室等の使用料 ○事務所経費(光熱水費、電話代等を含む。)、職員の給与、振込手数料・印紙代 ○その他、当協会が助成対象として適当でないと認める経費 など
---------------------------------	---

※プロデュース料:申請事業の企画制作にかかわるものと当協会が認めるものに限りません。

この表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

『募集から助成金交付まで』の流れ

